

令和4年度東京都ベンチャー技術大賞 F A Q

目次

| | |
|--|---|
| 応募に関する質問 | 3 |
| 1 対象となる製品・技術、サービスについて | 3 |
| Q1-1 どういった製品が該当するか知りたいです。 | 3 |
| Q1-2 応募できる製品は1つのみですか？ | 3 |
| Q1-3 「応募受付までに日本国内において自社名義で販売又は提供を開始している」とありますが、「販売又は提供を開始」とはどのような状況のことですか？ | 3 |
| Q1-4 募集内容に、「商品化から5年未満の製品・技術」とありますが、「商品化」とはどのような状況のことですか？ | 3 |
| Q1-5 試作段階の製品は応募の対象になりますか？ | 3 |
| Q1-6 以前世界発信コンペティションなどに応募した製品で再度応募することはできますか？ | 4 |
| Q1-7 他のビジネスコンテストで受賞した商品で応募してもいいですか？ | 4 |
| Q1-8 海外に展開する予定の商品でなければ対象になりませんか？ | 4 |
| 2 応募資格について | 4 |
| Q2-1 応募できる業種に制限はありますか？ | 4 |
| Q2-2 本店所在地が都外なのですが、応募できますか？ | 4 |
| Q2-3 一般社団法人、一般財団法人は対象になりますか？ | 6 |
| Q2-4 グループ応募を検討しているのですが、グループ構成企業に制限はありますか？ | 6 |
| Q2-5 昨年11月に設立したばかりの、役員のみ会社なのですが、応募しても大丈夫ですか？ | 6 |
| Q2-6 ベンチャー企業ではないのですが、対象になりますか？ | 6 |
| 審査に関する質問 | 7 |
| 3 審査方法、審査基準について | 7 |
| Q3-1 審査方法や審査基準が知りたいです。 | 7 |
| Q3-2 受賞企業決定までのスケジュールを知りたいです。 | 7 |
| Q3-3 二次審査では、どのような内容のプレゼンをすればよいですか？ | 8 |
| Q3-4 企業訪問では何をみられるのですか？ | 8 |
| 4 応募用紙の作成について | 9 |
| Q4-1 提出後に応募用紙の内容は変更できますか？ | 9 |

| | | |
|------|------------------------------------|----|
| Q4-2 | 事前に応募用紙のアドバイスをしてもらうことはできますか？ | 9 |
| Q4-3 | 応募用紙への押印はなぜ必要なのですか？ | 9 |
| 5 | 提出書類・提出方法について | 10 |
| Q5-1 | 応募にあたり提出する書類を知りたいです。 | 10 |
| Q5-2 | 知的財産に関する書類は何を提出すれば良いですか。 | 10 |
| Q5-3 | 提出方法は？ | 10 |
| Q5-4 | 提出後に提出資料の返却はしてもらえますか？ | 11 |
| Q5-5 | 二次審査(面接審査)前に追加で提出が必要な書類は何ですか？ | 11 |
| 7 | その他 | 12 |
| Q7-1 | 表彰式はいつ、どこで行われますか？ | 12 |
| Q7-2 | 受賞したらロゴマークを使用できると聞きましたが、データを貰えますか？ | 12 |
| Q7-3 | 受賞後の支援について知りたいです。 | 12 |
| Q7-4 | どのような点が評価されて受賞にいたったか知りたいです。 | 12 |

応募に関する質問

1 対象となる製品・技術、サービスについて

Q1-1 どういった製品が該当するか知りたいです。

過去の受賞製品・技術をご参考ください。→ <https://www.tokyo-kosha.or.jp/sekai2020/compe/>

Q1-2 応募できる製品は1つのみですか？

原則、応募書類1部につき、1つのみです。ただし、セットで販売・提供しているもの、シリーズ化しているもの等、製品・サービス間で関連があり、複数で応募することが相当と考えられるものについては、応募書類1部で複数応募可能です。

Q1-3 「応募受付までに日本国内において自社名義で販売又は提供を開始している」とありますが、“販売又は提供を開始”とはどういう状況のことですか？

店頭に並んだ、HP上で販売開始のお知らせをした、ネット通販で販売を開始した等、顧客が購入できるようになった状態をいいます。実証実験やテストマーケティングのための無償提供は応募対象外となります。

Q1-4 募集内容に、「商品化から5年未満の製品・技術」とありますが、“商品化”とはどういう状況のことですか？

“販売又は提供を開始”と同様です。詳細はQ1-3をご参照ください。

Q1-5 試作段階の製品は応募の対象になりますか？

試作段階の製品・技術は対象になりません。販売・提供が開始されており、購入できる製品・技術、サービスである必要があります。

Q1-6 以前世界発信コンペティションなどに応募した製品で再度応募することはできますか？

全く同一の製品・技術、サービスでご応募いただくことはできません。ただし、当該製品・技術、サービスに機能等が付加され、ユーザーの視点から見て機能・性能が大幅に向上した場合は、応募することができます。その際は、どの点が改良されたのか応募用紙に明記していただく必要があります。

Q1-7 他のビジネスコンテストで受賞した商品で応募してもいいですか？

ご応募いただけます。ただし、受賞されたビジネスコンテストの方が制限を設けていることも考えられますので、受賞されたビジネスコンテストのルール上、問題がないかもご確認ください。

Q1-8 海外に展開する予定の商品でなければ対象になりませんか？

海外に展開予定のない商品でもご応募いただけます。ただし、審査基準の「成長性」のひとつに「国内のみならず世界への発信が期待できる」ことがあります。審査基準についてはQ3-1をご確認ください。

2 応募資格について

Q2-1 応募できる業種に制限はありますか？

基本的に制限はありませんが、東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により規制の対象となるもの、金融業・保険業、競輪・競馬等の競走場、競技団、芸ぎ業、芸ぎ斡旋業、興信所、集金業、取立業、易断所、観相業、相場案内所、宗教団体、政治・経済・文化団体、行政サービス、その他公序良俗に反する事業は対象外です。

Q2-2 本店所在地が都外なのですが、応募できますか？

以下に当てはまる場合はご応募いただけます。

〔単独応募の場合〕

都内に支店登記があり、法人事業税において、都内の事業所等における分割基準の割合が最も高い場合。分割基準は、直近の確定申告書別表 第 10 号様式でお確かめください。

〔グループ応募の場合〕

代表として申請する法人の本店所在地が都内または上記〔単独応募の場合〕を満たす場合、グループとして応募可。

<例>

| | | | |
|---|----------|--|--------------|
| 1 | 代表企業 | 東京都に本店がある | グループ 応募可 |
| | グループ構成企業 | 神奈川県に本店かつ都内に事業所なし | |
| 2 | 代表企業 | 埼玉県に本店かつ都内に事業所があり、 都内事業所の分割基準の割合が最も高い | グループ 応募可 |
| | グループ構成企業 | 東京都に本店がある | |
| 3 | 代表企業 | 神奈川県に本店かつ都内に事業所があるが、 都内事業所の分割基準の割合は本店より低い | グループ 応募不可 |
| | グループ構成企業 | 東京都に本店がある | |

グループ応募については「Q2-4」もご参照ください。

Q2-3 一般社団法人、一般財団法人は対象になりますか？

一般社団法人や一般財団法人は対象になりません。他にも、学校法人、医療法人、社会福祉法人、特別目的会社、農事組合法人、任意のグループなども対象になりません。

| 種別 | 対象 |
|------------------------------|----|
| 株式会社 | ○ |
| 持分会社(合名会社、合資会社、合同会社) | ○ |
| 特定非営利活動法人 | × |
| 一般社団法人、一般財団法人 | × |
| 事業協同組合、商工組合 | ○ |
| 学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、農事組合法人 | × |
| 特別目的会社 | × |
| 任意のグループ | × |
| 個人事業主 | ○ |

Q2-4 グループ応募を検討しているのですが、グループ構成企業に制限はありますか？

構成企業も代表企業と応募資格は同一です。ただし、構成企業の所在地については都内・都外を問いません。

Q2-5 昨年 11 月に設立したばかりの、役員のみ会社なのですが、応募しても大丈夫ですか？

応募資格を満たしていれば、業歴は問いません。設立間もない役員のみ企業が受賞した例もございます。

Q2-6 ベンチャー企業ではないのですが、対象になりますか？

応募資格を満たしていれば、ベンチャー企業でなくともご応募いただけます。

審査に関する質問

3 審査方法、審査基準について

Q3-1 審査方法や審査基準が知りたいです。

審査は、①応募書類について審査を行う書類審査(一次審査)、②応募者による製品・サービスプレゼン及び審査委員からの質問を通して審査を行うプレゼン審査(二次審査)、③書類審査とプレゼン審査の結果を基に授賞の適否を判断する表彰候補審査(三次審査)に分かれています。プレゼン審査については、書類審査通過後に事務局よりご案内する時間・場所に、応募内容について説明できる方にお越しいたきます。

なお、②プレゼン審査を通過したものについては、事務局による企業訪問(企業の所在や事業活動等の実態確認)を実施する場合があります。

主な審査基準は、「新規性・創造性」、「(技術的)完成度」、「独自性」、「市場性」、「成長性」の5つです。応募用紙やプレゼン内容は、この審査基準に沿ってご作成いただくことをお勧めしております。

詳細は「募集要項 5審査」をご参照ください。

Q3-2 受賞企業決定までのスケジュールを知りたいです。

以下のようなスケジュールを予定しています。場合により時期や内容に変更がでる可能性もありますのでご了承ください。

| | | |
|-----------|--------------|--|
| 5/27(金)必着 | 応募締切 | 提出方法は郵送及び一部メール |
| 6月上旬～7月上旬 | 一次審査(書類審査) | 審査結果は通過・不通過に限らず全員に通知します。通過者へは二次審査日時・プレゼン資料についてもご案内します。 |
| 7月中旬～8月上旬 | 二次審査(プレゼン審査) | 審査結果は通過・不通過に限らず全員に通知します。通過者へは三次審査以降に必要な書類をご案内します。 |
| 7月～8月 | 企業訪問 | 事前に日程調整の連絡をします。 |
| 8月中旬～9月上旬 | 三次審査(表彰候補審査) | |

| | | |
|---------|------------|--|
| 9月～10月 | 受賞企業決定(内定) | 事前に製品サンプルなどのお貸出しをお願いする場合があります。 |
| ～10月 | 結果通知発送 | 通過(受賞内定)・不通過に限らず全員に通知します。 |
| 10月(予定) | 表彰式 | 産業交流展のメインステージで行われる予定です。受賞者には原則ご出席いただきます。 |

受賞製品については、受賞企業パンフレット・受賞パネルを表彰式・産業交流展で配布・展示するため、9月～10月にかけて、画像素材の提供や文章校正にご協力いただきます。また、受賞企業パンフレット以外にも制作物を作成する場合がありますので、その際はご協力をお願いいたします。

Q3-3 二次審査では、どのような内容のプレゼンをすればよいですか？

一次審査を通過された方へ、詳細をご案内いたします。基本的には応募内容をご説明いただきますが、応募用紙の審査基準をご参考に内容をご検討ください。プレゼン時間は限られておりますので、時間内におさまるよう事前に練習をお願いいたします。

Q3-4 企業訪問では何を見られるのですか？

事務局にて、企業の所在や事業活動等の実態確認をするために行います。所要時間は1時間程度です。

4 応募用紙の作成について

Q4-1 提出後に応募用紙の内容は変更できますか？

応募用紙等提出書類は、提出後の加筆・修正等できません。ただし、提出書類に不備がある場合、事務局から修正等を依頼することがあります。

Q4-2 事前に応募用紙のアドバイスをしてもらうことはできますか？

他の応募者に対し公平性が損なわれる観点から、個別のアドバイスは行っておりません。記入例をご参照いただき、ご不明な点があれば事務局までお問い合わせください。

Q4-3 応募用紙への押印はなぜ必要なのですか？

法人としての応募の意思の確認と、受賞された際に賞金支払いの確認として使用いたします。支払い時には印鑑証明書のご提出をお願いすることがありますので、印鑑登録されている代表印でのご捺印をお願いいたします。

5 提出書類・提出方法について

Q5-1 応募にあたり提出する書類を知りたいです。

応募用紙、履歴事項全部証明書、直近2期分の決算報告書、知的財産に関する書類、カタログ・パンフレット・プレゼン資料です。

※詳細は「募集要項 9応募方法 (3)応募書類」をご参照ください。また、応募用紙に提出書類のチェックシートがありますのでご活用ください。

Q5-2 知的財産に関する書類は何を提出すれば良いですか。

最新の状況に合わせて、以下の資料をご提出ください。

- ・出願済、公開前の場合…出願明細書・出願番号がわかる書類
- ・公開済、権利化前の場合…公開特許公報
- ・権利化後の場合…特許(掲載)公報
- ・他社権利利用の場合…上記に加えて、実施許諾契約書

また、番号等の確認だけでなく、お送りいただいた書類をもとに知的財産に関する調査を行いますので、図面等が含まれている場合には、全てご提出ください。非公開とされた場合は、その部分の技術については「審査の対象外」となります。他の特許を侵害していないか等については『特許情報プラットフォーム | J-PlatPat [JPP]』で検索できます。→<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

Q5-3 提出方法は？

本事業の事務局<「募集要項 12 応募書類提出先、問い合わせ先」をご参照>に必要書類を郵送してください。また、提出書類のうち、「①応募用紙」については郵送に加えて、電子データ(Word形式)をメールでもご提出ください。

※1: 電子データには押印不要です。

※2: 電子データはPDFデータにせず、Word形式のまま提出してください。

※3: 「①応募用紙」以外のその他の資料はメールでの提出は不要です。

※4: 郵送と宅配便のみ受付けております。(持込不可)

Q5-4 提出後に提出資料の返却はしてもらえますか？

原則、返却できません。決算報告書等、写しを提出いただくことになっている書類については、原本をご提出しないようご注意ください。

Q5-5 二次審査(面接審査)前に追加で提出が必要な書類は何ですか？

書式や内容の詳細は一次審査を通過された企業宛てに事務局よりご案内します。昨年度は、プレゼン資料、応募製品(現品等)や、製品等の特徴をわかりやすく示した資料(写真、パネル、パソコンで再生できる動画等)をご用意いただきました。

なお、二次審査通過後は以下の書類をご提出いただくことを予定しております。(変更となる可能性もありますので、予めご了承ください。)

・応募製品・技術、サービス説明資料(A4資料1枚)[書式は事務局よりご案内します]

・必要が生じた場合、サンプル品の提出

・産業交流展出展に向けて写真や画像、展示内容説明の文章等

※ この他、審査にあたり必要な書類を別途ご提出いただく場合があります。

6 その他

Q6-1 表彰式はいつ、どこで行われますか？

令和4年10月(予定)に、東京ビッグサイトで行われる産業交流展 2022 内で開催する予定です。

Q6-2 受賞したらロゴマークを使用できると聞きましたが、データを貰えますか？

ロゴマークのご利用には、申請が必要です。受賞企業へは、表彰式以降、事務局より申請方法や利用についてのご案内を差し上げます。

Q6-3 受賞後の支援について知りたいです。

受賞企業には出口支援、販売戦略支援を実施いたします。ご要望がございましたら、東京都及び東京都中小企業振興公社の支援メニューをご紹介します。なお、東京都ベンチャー技術大賞の受賞が応募要件のひとつになっている助成金や融資もごございます。(いずれも採択等を保証するものではありませんのでご注意ください。)

<メニュー例>

- ・各種助成金
- ・事業可能性評価事業
- ・中小企業ニューマーケット開拓支援事業
- ・中小企業プロモーション支援事業
- ・海外展開総合支援事業
- ・東京都中小企業制度融資 産業力強化融資 チャレンジ

Q6-4 どのような点が評価されて受賞にいたったかを知りたいです。

募集要項にも記載のとおり、審査結果・審査内容についてのお問い合わせにはお答えいたしかねます。